

評価実施にあたっての利害関係者の範囲について

令和4年8月3日
量子研究推進室（事務局）

「第11期研究計画・評価分科会における研究開発課題の評価について」（科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会）を踏まえ、第27回量子科学技術委員会において実施する評価に係る利害関係者の範囲は以下のとおりとする。

- ① 評価対象課題に参加している者
- ② 被評価者（実施課題の代表者）と親族関係にある者
- ③ 利害関係を有すると自ら判断する者
- ④ 量子科学技術委員会において、評価に加わらないことが適当であると判断された者

【参考】第11期研究計画・評価分科会における研究開発課題の評価について（抄）

4. 留意事項

（1）利害関係者の範囲

評価を実施するにあたっては、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」にのっとり、公正で透明な評価を行う観点から、原則として利害関係者が評価に加わらないようにする。分野別委員会等では、各課題の趣旨や性格に応じてあらかじめ利害関係となる範囲を明確に定めることとする。利害関係を有する可能性のある者を評価に加える必要がある場合には、その理由や利害関係の内容を明確にする。

また、分科会で評価結果を決定するにあたっては、以下のいずれかに該当する委員は、当該課題の評価に加わらないこととする。

- ① 評価対象課題に参加している者
- ② 被評価者（実施課題の代表者）と親族関係にある者
- ③ 利害関係を有すると自ら判断する者
- ④ 分科会において、評価に加わらないことが適当であると判断された者